

地域未来投資促進法 「課税の特例」について

令和7年4月
経済産業省東北経済産業局
企業成長支援課

1. 課税の特例について

- ▶ 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。
- ▶ 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認のうえ、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。 建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

STEP 1 : 都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ①地域の特性の活用 ②高い付加価値の創出 ③地域の事業者に対する経済的効果

STEP 2 : 国（主務大臣）による課税特例の確認

【適用期限：令和9年度末まで】

※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

- ② 設備投資額が1億円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の
対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
（※）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の
減価償却費を合算すること。外国法人かつ連結適用法人でない場合についても連結
適用法人とみなして、当該会社の連結財務諸表の金額に相当する金額ベースにすること。

〈上乗せ要件A-①～③〉

- ⑥ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること【上乗せ要件A-①】
（※計画承認日がH31/4/1以降であること）
- ⑦ 直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出すること【上乗せ要件A-②】（※計画承認日がR5/4/1以降であること）
- ⑧ 地域経済の成長、発展に特に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること【上乗せ要件A-③】（※計画承認日がR7/4/1以降であること）

上記⑥～⑧のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること（ただし、未来法上の中小企業は労働生産性の伸び率4%以上とする）

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せA要件①～③	50%	5%
上乗せ要件B	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。
- ※ 詳細は国税庁
HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)
を御確認ください。

〈上乗せ要件B〉

- ⑨ 産業競争力強化法に定められる特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること（常用従業員数2,000人以下（ただし、中小企業者及びみなし大企業を除く）で賃金要件、従業員数の伸び要件、将来の成長性が業種別基準以上であること）
 - ⑩ パートナースHIP構築宣言の登録を受けていること
 - ⑪ 設備投資額が10億円以上であること
- 上乗せA⑥、⑦の要件を満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であること（※計画承認日がR6/9/2以降であること）

2. 課税の特例措置「確認申請」スケジュール（令和5年4月現在）

※③の確認申請書提出までに「地域経済牽引事業計画」の承認を得ておく必要があります。

① 確認申請書の作成 ※地域経済牽引事業計画の承認を受けていない場合、まず同計画作成し、都道府県へ申請。その後、確認書の作成作業に着手してください。

- ・地域経済牽引事業計画のガイドラインに基づき確認申請書を作成ください。
※ガイドライン掲載ページ https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiikimiraitoushi-hourei.html
- ・確認申請書の完成度を高めるため、当局で添削を複数回行います。作成スケジュールは、余裕を持つようにしてください。

② 主務大臣把握のための事前締切り ※事前相談を行わないと、確認申請書の提出はできません

- ・①で作成した申請書の内容を基に、経済産業省が関係省庁（総務、財務、厚労、農水、国交、環境）に相談し、主務大臣を決定します。
 - ・主務大臣は、原則、確認申請書の事業内容を所管または、それに関連する大臣となります。
 - ・主務大臣の確定後、当局より大臣名をお知らせします。
- その大臣名を、確認申請書の宛名として記載して、確認申請書をご提出ください。
(主務大臣の記載順：総務、財務、厚労、農水、経産、国交、環境)

③ 確認申請書の締切り

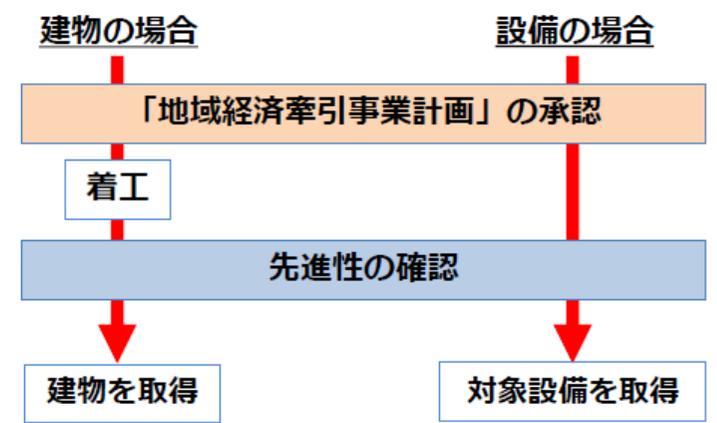
- ・有識者による外部評価委員会で、「先進性」等を審査

④ 主務大臣による確認日の確認

・当局から、確認が取れた旨、ご連絡します。

※具体的なスケジュールについては、経済産業省HPをご参照ください。

(注意) 確認申請と設備投資の時期について
設備投資の時期と本申請のスケジュールについて、以下の点にご留意願います。
・本特例措置の対象となるには、**対象設備を取得する前に、承認を受ける必要があります。**
・建物の着工は、**承認前に行うことが可能です。**
・なお、**建物の着工の前までに、「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要があります。**



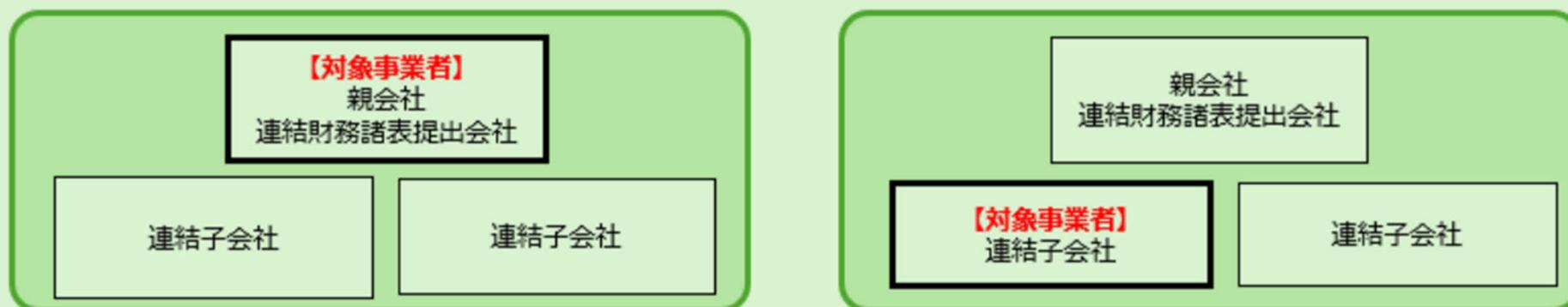
(参考) 連結会社の定義について

- 地域未来投資促進税制における「**連結会社**※1」とは、**金融商品取引法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社及び連結子会社**を指します。※2

※1 地域未来投資促進税制では、課税特例の要件の一つとして、設備投資額が前年減価償却費の25%以上であることとしており、R5年度以降、前年度減価償却費について、連結会社の場合は連結会社全体でみることにしています。

※2 外国の法令に基づいて設立された会社で同法の規定の適用を受けない場合であっても、連結会社に相当する関係のある子会社等が存在する場合は関係する会社全体でみることにしています。

連結会社として取り扱うパターン

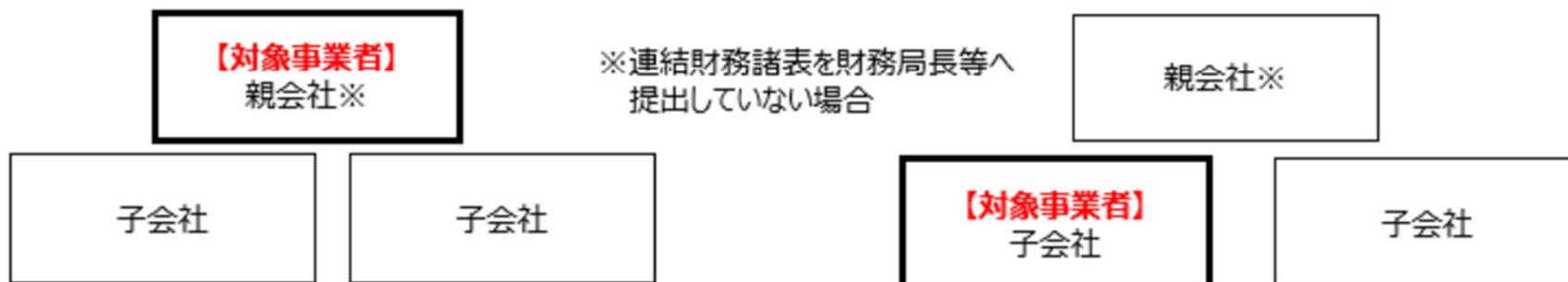


親会社が連結財務諸表を提出すべき会社の場合、対象事業者は親会社・子会社（孫会社含）でも連結会社として申請してください。

※子会社の場合、非連結子会社として連結の範囲から除外されている場合がございます。

※金融商品取引法上ではなく、任意で連結財務諸表を作成している場合は下記連結会社「以外」として申請してください。

連結会社以外として取り扱うパターン



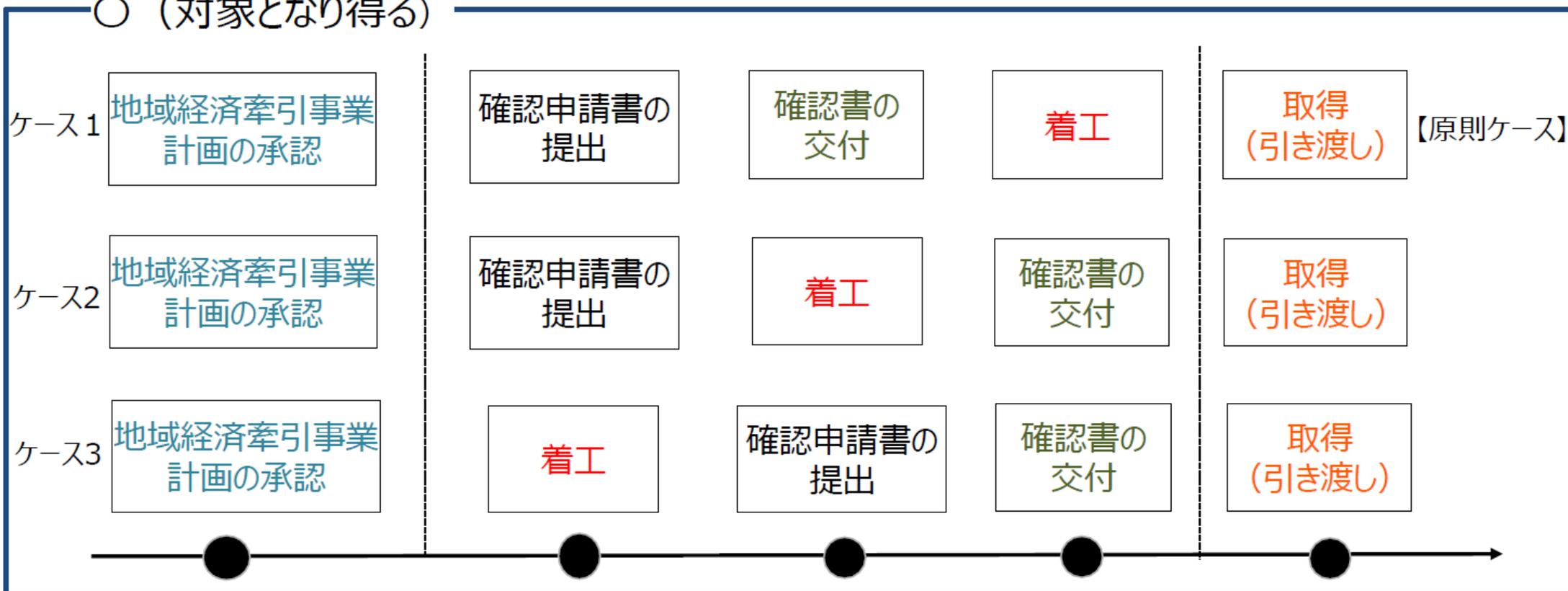
親会社が連結財務諸表を財務局長等へ提出していない場合、連結会社以外として申請してください。

※地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則より引用

(参考) 課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング

- ・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
- ・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)

